

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	広報広聴課	検索番号	共通6-1
法令名	愛媛県情報公開条例	根拠条項	第11条	
許認可等	公開請求に対する措置			
(根拠規定)				
(公開請求に対する措置)				
第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の日時、場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。				
2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。				
(許認可等の基準)				
愛媛県個人情報保護事務取扱要領等の一部改正について(平成27年12月8日付け27広第812号広報広聴課長通知)				
「愛媛県情報公開条例の解釈及び運用基準」第7条関係から第11条関係まで				
(公文書の公開義務等)				
第7条 実施機関は、公開請求があった場合においては、次項の規定により公文書を公開しないときを除き、公開請求者に対し、当該公開請求に係る公文書を公開しなければならない。				
2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。				
(公開できない情報)				
① 特定の個人が識別される情報				
② 法人等の正当な利益を害するおそれがある情報				
③ 法令等で公開することができない情報				
④ 犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報				
⑤ 県内部の審議等での率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがある情報				
⑥ 監査、交渉、取締り等の県の事務事業に関する情報で、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの				
(その他)				